

観光拠点施設整備事業補助金交付要綱をここに公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

小松市長 和田 慎司

観光拠点施設整備事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第 1 条 この要綱は、本市の観光資源を活性化させ、もって交流人口の拡大を図るため、観光拠点施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において観光拠点施設とは、利用者から利用料（維持管理に相当する経費を含む。）を徴収していない施設であって、本市の観光振興に資すると市長が認めたものとする。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、観光拠点施設を運営する者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象経費は、観光拠点施設の整備又は改装若しくは修繕に要する経費（その合計額が 50 万円未満のものを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は交付対象経費とすることができない

- (1) 観光拠点施設に供する土地、建物等の借上げ又は取得に要する経費
- (2) 観光拠点施設の維持管理に要する経費
- (3) 観光拠点施設の移設に要する経費
- (4) 観光拠点施設において使用する備品の購入の経費
- (5) 過去に補助金の交付決定を受けたもの同一の事業（補助事業のうち、目的、実施方法及び基本的な内容が同一で継続性のあるものをいう。）であるもの

(6) その他補助金の交付を市長が不適切であると認めるもの

3 2 以上の施設を同時に整備する場合の補助対象経費の算定は、これらを合算して行うものとする。

(補助率)

第5条 補助金の交付額は、前条の交付対象経費に2分の1を乗じて得た額(1万円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、補助金の交付限度額は、100万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、観光拠点施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業費の積算根拠となる資料
- (3) 事業着工前の写真
- (4) 整備しようとする施設等の位置図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、速やかにその決定の内容を前条の提出を行った者に通知しなければならない。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条の申請書及び同条各号の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ観光拠点施設整備事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、事業計画の変更が適当と認めるときは、観光拠点施設整備事業補助金交付変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の申請)

第9条 補助事業者は、当該事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ観光拠点施設整備事業補助金交付取下申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を受けたときは観光拠点施設整備事業補助金交付取消通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金対象者は、補助事業が完了したときは速やかに観光拠点施設整備事業補助金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 完了写真
 - (2) 領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告を受けた場合は、当該実績に係る書類及び必要に応じて行う調査等により審査し、適当と認められた時は、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、観光拠点施設整備事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による交付額の確定後、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(交付決定の取消)

第14条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 地震、風水害その他の災害により当該事業の遂行等が困難となった場合を除き、当該事業を廃止又は正当な理由もなく中止したとき。

(2) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、取消すべきであると市長が特に認めるとき。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は補助事業により整備が完了した施設又は設備を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間が経過するまでは用途の変更を行うことができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。